

被災状況と復旧

01

第1部
被害状況と復旧

第1章 被害状況

第2章 初動対応から復旧へ

東北地方太平洋沖地震

〔発生日時〕	平成23年3月11日金曜日 午後2時46分18.1秒
〔震源〕	三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分） 深さ約24km
〔規模〕	マグニチュード9.0
〔最大震度〕	震度7（栗原市築館）
〔当町震度〕	震度6弱（南三陸町志津川・南三陸町歌津）

平成23年4月7日に発生の余震

〔発生日時〕	平成23年4月7日木曜日 午後11時32分
〔震源〕	宮城県沖（北緯38度12.2分、東経141度55.2分） 深さ約66km
〔規模〕	マグニチュード7.2
〔最大震度〕	震度6強（栗原市築館、栗原市若柳、仙台市宮城野区苦竹）
〔当町震度〕	震度5強（南三陸町志津川）
〔津波警報〕	平成23年4月7日午後11時34分発表、同月8日午前0時55分解除

南三陸町を含む区域への津波警報などの発表（本震に係るもの）

- 平成23年3月11日午後2時49分 大津波警報（予想される津波の高さ6m）
- 平成23年3月11日午後3時14分 大津波警報（予想される津波の高さ10m以上）
- 平成23年3月12日午後8時20分 津波警報
- 平成23年3月13日午前7時30分 津波注意報
- 平成23年3月13日午後5時58分 津波注意報解除

南三陸町の被害の状況（平成30年2月28日現在）

参考（震災前の人口及び世帯数）
〔平成22年国勢調査〕 人口17,431人 5,295世帯
〔平成23年2月末日現在住民基本台帳〕 人口17,666人 5,362世帯

人的被害※

〔死者〕 620人
直接死600人（うち町民の方551人、町外の方48人、不明1人）、間接死20人
〔行方不明者〕 211人（うち町民の方210人）

※人的被害の数については、次により整理し、宮城県に毎月報告している数値。
〔死者〕 南三陸町内でご遺体が発見された方（町外の方を含む）、南三陸警察署に行方不明届出がなされた後にご遺体が発見された方（町外で発見された方を含む）、申述書による死亡届出がなされた後に発見または本人確定された方（町外で発見された方を含む）及び災害関連死の認定を受けた方の数。
〔行方不明者〕 南三陸警察署に行方不明届出がなされた方で、ご遺体が発見されていない方の数。
なお、南三陸警察署が発表の数値は、次の通り。
〔死者〕 566人 〔行方不明者〕 211人

建物（住家）被害

〔全壊〕 3,143戸（平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62%）
〔半壊、大規模半壊〕 178戸（平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32%）
〔半壊以上の計〕 3,321戸（平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94%）

公の施設など主要公共施設の被害

〔戸倉地区〕 戸倉保育所、戸倉小学校、戸倉公民館、自然環境活用センター、波伝谷地区漁業集落排水処理施設
〔志津川地区〕 役場（行政第1庁舎、行政第2庁舎及び防災対策庁舎）、志津川保健センター、ボランティアセンター、デイサービスセンター、上下水道事業所、荒砥保育園、志津川公民館、図書館、海浜高度利用施設（海浜センター）、公立志津川病院、地方卸売市場、街なか交流館、袖浜地区漁業集落排水処理施設、本浜公園、松原公園、上の山緑地、せせらぎ公園
〔歌津地区〕 歌津総合支所、歌津保健センター、名足小学校、水産振興センター（魚竜館）

ライフライン（水道・電気）被害

〔水道〕 地震発生後、町内全域で断水。一部地区の仮通水（飲用不可）から復旧を開始し、平成23年8月中旬にほぼ全域を飲用可能として復旧した。
〔電気〕 地震発生後、町内全域で停電。平成23年4月中旬から復旧が開始され、5月末にほぼ全域で復旧した。

避難者

消防団などによる状況把握により、平成23年3月19日時点、33の避難所で9,753人の避難者が確認された。

町指定避難所などの被害

平成18年12月に作成した「南三陸町地域防災計画」により避難所・避難場所として指定し、平成23年3月において現に機能を有した指定避難所・避難場所78箇所のうち、34箇所が津波の浸水、流失（全壊）などの被害を受けた。
この他、津波避難ビルとして指定していた建物の被災状況は、次のとおり。

- 公立志津川病院（5階建て屋上） 避難者及び入院患者347人（うち死亡、行方不明の方74人）
- 漁協志津川支所（2階建て） 避難者なし
- 高野会館（4階建て） 避難者327人（死亡、行方不明なし）
- 町営松原住宅（4階建て屋上） 避難者44人（死亡、行方不明なし）

第1章 被害状況

■主な津波浸水地域

地 名		浸水面積 (ha)	世帯数 (戸)	人口 (人)
歌 津	港	42.5	122	464
	田 の 浦	57.6	98	346
	石 浜	10.0	62	234
	名 足	17.8	144	508
	中 山	13.5	54	215
	馬 場	32.9	45	197
	泊 浜	39.0	136	560
	館 浜	56.5	79	318
志津川	伊 里 前	81.5	413	1,253
	寄 木	20.2	46	190
	韭 の 浜	14.8	84	361
	細 浦	26.8	80	268
	清 水 浜	38.8	125	460
戸 倉	荒 砥	21.2	114	439
	平 磯	18.2	79	275
	袖 浜	10.4	45	208
	志 津 川	254.5	2,052	5,832
	林・大 久 保	25.7	131	394
	折 立	71.8	136	426
	西 戸	50.7	86	275
	水 戸 辺	31.4	40	138
	在 郷	87.8	82	277
	波 伝 谷	59.6	78	263
	津 の 宮	10.4	39	156
	滝 浜	12.2	47	182
合 計	藤 浜	6.0	25	108
	長 清 水	16.9	39	172
	寺 浜	11.2	24	115
	荒 町	4.6	84	299
		1144.5	4,589	14,933

出典：国土交通省による
津波被災現況調査

■浸水状況



出典：国土交通省による津波被災現況調査

■ 明治以降に発生した大規模な津波による被害状況

名称	発生日時	震源地	規模 (M)	死者数	家屋被害数 (流失、全壊、半壊)
明治三陸津波	明治29年6月15日 20時10分頃	岩手沖	M8.5	志津川441人 歌津799人 合計1,240人	志津川1267戸 歌津306戸 合計573戸
昭和三陸津波	昭和8年3月3日 3時5分頃	岩手沖	M8.1	志津川11人 歌津86人 合計87人	志津川116戸 歌津72戸 合計88戸
チリ地震津波	昭和35年5月24日 4時30分頃	チリ沖	Mw9.5	志津川41人 歌津0人 合計41人	志津川1,329戸 歌津13戸 合計1,342戸
東日本大震災	平成23年3月11日 15時20分頃	宮城沖	Mw9.0	合計695人 (平成23年8月31日時点)	合計3,301戸 (平成23年8月31日時点)

注：志津川には戸倉を含む。Mは気象庁マグニチュード、Mwはモーメントマグニチュード。
出典：志津川町誌、歌津町史

■明治以降に発生した大津波の地区別遡上高

地 名		明治三陸津波	昭和三陸津波	チリ地震津波	東日本大震災
歌 津	港	6.6	—	—	23.4
	田 の 浦	10.3	—	—	20.3
	石 浜	12.6	10.5	—	13.2
	名 足	9.4	10.5	3.0	18.3
	中 山	10.8	7.2	3.1	18.4
	馬 場	6.5	10.5	—	17.6
	泊 浜	5.7	5.1	2.8	14.1
	館 浜	5.4	5.2	2.8	13.6
志津川	伊 里 前	4.1	4.6	3.0	16.4
	寄 木	4.9	3.4	3.1	15.1
	韭 の 浜	4.3	2.4	3.1	12.2
	細 浦	3.7	3.6	3.4	14.4
	清 水 浜	3.4	3.6	3.0	13.6
戸 倉	荒 砥	5.5	3.4	5.4	16.6
	平 磯	7.0	4.0	5.6	13.9
	袖 浜	—	3.4	4.9	16.1
	志 津 川	3.1	2.2	4.8	21.5
	林	—	3.2	4.6	23.9
	折 立	2.7	2.2	5.5	22.6
	西 戸	—	—	—	18.4
	水 戸 辺	—	2.2	4.2	20.4
	在 郷	—	—	—	15.9
	波 伝 谷	3.2	3.4	5.2	15.4
	津 の 宮	—	3.6	4.5	16.7
	滝 浜	4.0	2.4	4.2	17.2
合 計	藤 浜	5.2	5.3	4.6	16.3
	長 清 水	4.9	4.6	4.9	10.7
	寺 浜	6.8	2.4	3.5	11.6

注：東日本大震災については、浸水深を表記
出典：明治三陸津波…志津川町誌（1991）、歌津町史（1986）
昭和三陸津波、チリ地震津波…土木学会海岸工学委員会、東北地方整備局、宮城県による痕跡調査結果（ユニット ID30、平成 23 年 5 月 27 日版）
東日本大震災…国土交通省による津波被災現況調査

第1章 被害状況

人的被害

■死者及び行方不明者

(平成23年8月31日時点)

	人数（人）	平成23年2月末時点の人口に占める構成比（％）
①死者	444	2.51
②行方不明者（届出数）	349	1.98
③うち死亡届を提出した者	251	—
④住民基本台帳上の死亡者（①＋③）	695	3.93
⑤死者・行方不明者の計（①＋②）	793	4.49

資料：町民税務課

■避難者数

	人数（人）	構成比（％）	最多時
①震災前人口（2月末時点）	17,666	—	
②避難者数	9,753	55.21	3月20日
A うち町内避難（45箇所）	8,963	91.90	
B うち町外避難（50箇所）	790	8.10	
③集団避難※	2,674	15.14	5月20日

資料：保健福祉課

※集団避難先は、町内6箇所及び町外50箇所（栗原市6箇所、登米市6箇所、大崎市34箇所、加美町1箇所、山形県1箇所、秋田県2箇所）

物的被害

■浸水した農地面積

区分	田		畑		農地計	
	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）
戸倉	656	746,826	851	848,971	1,507	1,595,797
志津川	691	805,600	944	863,966	1,635	1,669,566
歌津	620	854,118	409	362,085	1,085	1,216,203
計	1,967	2,406,544	2,204	2,075,022	4,171	4,481,566

資料：産業振興課（宮城県で調査した浸水区域図に航空写真を重ねて算出）

■塩害被害を受けた森林面積

区分	面積（㎡）
町内全域	119,400

資料：産業振興課

■り災した住家

(平成23年8月31日時点)

地区	り災戸数（戸）	り災率（％）
戸倉地区	523	76.8
志津川地区	2,044	73.8
歌津地区	726	50.2
入谷地区	8	1.5
計	3,301	60.9

資料：町民税務課

■住家にかかる津波と地震による被害認定調査の状況

(平成23年8月31日時点)

申請種別	世帯数	構成比（％）
①災害調査世帯	5,418	—
②被災世帯（半壊以上）	3,301	60.93
A うち津波被害世帯	3,263	98.85
B うち地震被害世帯	38	1.15
C うち罹災証明書申請済	3,105	94.06
D うち罹災証明書を未申請	196	5.94
③被災世帯（半壊未満）	2,117	39.07

資料：町民税務課

■被災した公共施設

地区	流失等甚大な被害を受けた施設	被害が比較的小規模な施設
志津川	南三陸町役場／南三陸町志津川保健センター／南三陸町志津川公民館／南三陸町図書館／南三陸町立荒砥保育園／南三陸町海浜高度利用センター／公立志津川病院／南三陸町地方卸売市場／南三陸町上下水道事業所／街なか交流館／袖浜地区漁業集落排水処理施設／本浜公園／松原公園／上の山緑地／四季の詩せせらぎ公園／南三陸町宮さけます孵化場／南三陸町宮さけ・ます第二ふ化場／南三陸町立体育館／南三陸町学校給食センター／南三陸町水道事業所／南三陸町ふれあい農園／南三陸町助作新浄水場／南三陸町助作第二取水場／南三陸町磯の沢浄水場／南三陸町鮑中間育成施設／南三陸町福祉の里／旧志津川魚市場／宮城県南三陸合同庁舎／南三陸警察署／南三陸町八幡橋水位観測所／のぞみ福祉作業所／遍館老人憩の家／南三陸消防署／社団法人 南三陸町シレバー人材センター／南三陸清水駐在所／たけのこクラブ（子育て支援センター）／なかよしキッズクラブ（学童保育施設）／志津川郵便局／ＪＲ志津川駅／ＪＲ清水浜駅／南三陸町五日町柔道場／南三陸町自然体験学習促進施設	南三陸町スポーツ交流村（ペイサイドアリーナ）／南三陸町立志津川小学校／南三陸町立志津川中学校／宮城県志津川高等学校
戸倉	南三陸町立戸倉小学校／南三陸町立戸倉中学校／南三陸町戸倉保育所／南三陸町戸倉公民館／南三陸町自然環境活用センター／南三陸町波谷谷地区漁業集落排水処理施設／戸倉駐在所／宮城北部森林管理署戸倉森林事務所／南三陸町戸倉浄水場／戸倉郵便局／ＪＲ陸前戸倉駅	南三陸町クリーンセンター／南三陸町神割振興センター／宮城県志津川自然の家
歌津	南三陸町歌津総合支所／南三陸町歌津保健センター／南三陸町立名足小学校／南三陸町水産振興センター（魚竜館）／南三陸町歌津公民館／伊里前川水位観測所／南三陸町上下水道歌津事業所／南三陸消防署歌津出張所／歌津駐在所／歌津郵便局／ＪＲ歌津駅／ＪＲ陸前港駅	平成の森、南三陸町老人福祉センター／南三陸町立名足保育園／南三陸町立伊里前小学校／南三陸町立伊里前保育所
入谷地区	無し	南三陸町入谷公民館／南三陸町立入谷小学校／南三陸町郷土芸能伝習館／ひころの里／入谷駐在所

資料：町民税務課

1. 災害対策本部の設置と初動対応

発災時の状況

東日本大震災の発災時、南三陸町役場本庁舎2階の町議会議場では3月定例議会が閉会しようとしていた。各部門の職員もそれぞれ、年度末を控えて執務を行っていた。

気象庁から大津波警報が発令されると、防災マニュアルで定められた「三号配備」に従って総務課・企画課・危機管理課の全職員と本庁舎にいる全ての管理職が防災対策庁舎の危機管理室に集合した。他の職員も業務の一切を中断して、受け持ち地区の見回りや関係各所の被災状況確認に出動した。職員と消防団員が協力して、町内27の水門と80の陸間門の閉門作業に当たった。

災害対策本部の設置

震災前の地域防災計画では、町役場防災対策庁舎2階の危機管理室を災害対策本部の設置場所と定めていたが、津波により防災対策庁舎が壊滅した。

そのため町は、発災翌日の3月12日、役場から約1 km離れた高台に位置するベイサイドアリーナの1階事務室に、代替の災害対策本部を設置した。

12日朝に防災対策庁舎屋上から救助された町長を本部長として体制づくりを行ったが、職員にも多大な被害があったため人員が不足していた。少人数で本部を運営しつつ職員の安否確認を進め、各地の避難所等から徐々に人員を招集していった。

岩手・宮城内陸地震で災害対応経験のある栗原市の応援職員にアドバイスを受け、18日に暫定的な班編成を行った。その後も人員補充を続け、22日には課ごとに構成する再編成を行った。

また、災害対策本部の体制強化と並行して、町役場の機能を戻すために仮設庁舎の設置を計画し、3月中旬頃に国土交通省と大手ゼネコンへ発注した。

26日には、ベイサイドアリーナ南側のテニスコート内にプレハブ仮設庁舎を設置し、災害対策本部を移行した。それに続いて部署ごとに割り当てたプレハブ施設を順次増設し、町役場機能の拠点とした。



プレハブ仮設庁舎



プレハブ仮設庁舎の一角に設置された災害対策本部



プレハブ仮設庁舎内



志津川中心市街地(平成23年4月12日)

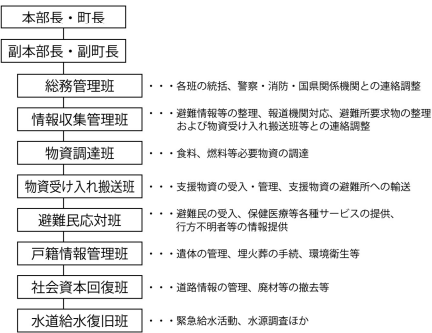


被災した防災対策庁舎

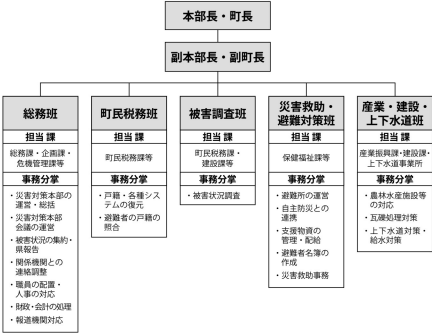
【役場仮設庁舎配置図(平成23(2011)年6月27日現在)】
※資料[南三陸町東日本大震災職員初動対応等検証報告書_IRIDEs.pdf]P.35、図4.4より



【災害対策本部暫定組織図(平成23(2011)年3月18日)】



【災害対策組織表(平成23(2011)年3月22日)】



何度も変更されたプレハブ仮設庁舎の配置図

第2章 初動対応から復旧へ

町民の避難行動と避難誘導

震災前の地域防災計画では、町役場・防災対策庁舎に災害対策本部を設置し、災害発生時に町長・副町長及び各課長や総務・企画・危機管理課などの職員が集合することが定められていた。それ以外の職員は、水門の閉鎖確認や高台の避難所の住民対応など、課ごとに役割が割り振られていた。

その計画に基づき、地震直後から職員はそれぞれの持ち場で対応に当たった。しかし、交通信号の停電や避難車両の殺到による交通渋滞が発生するなど、持ち場への移動ができない事態が町内各所で生じた。

午後3時25分頃、津波の第1波が到達し、町内広域で避難中の町民を誘導していた職員も同時多発的に被災した。

指定避難所・避難場所46箇所のうち24箇所が被災したため、一時避難した場所から別の避難所へ移動を余儀なくされるケースが多発した。さらに、防災対策庁舎が被災したことや通信障害により指揮系統が途絶え、職員間の連絡も困難になった。

そのため、被災状況の変化によって、現場ごとに個別対応する必要があった。各行政区長や消防団と協力しながら、避難の呼び掛けや要援護者の搬送、臨時避難所の開設などに取り組んだ町内でも被災状況は一様ではなく、地区の事情に応じて避難行動が取られた。津波による被害を受けなかった地区・行政区は、炊き出しや避難者の受け入れ、自衛隊・警察等の活動拠点となるなど、後方支援として重要な役割を果たした。

避難所の開設

震災直後の避難所開設と暫定的な運営は、各避難所に居合わせた町職員や、行政区長、小中高等学校では学校職員などが中心となって行った。

ベイサイドアリーナに災害対策本部を設置した3月12日以降は、本部の体制づくりのため各避難所からも職員を招集していったが、管理職級の職員を少なくとも1



志津川の避難所(志津川小学校体育館)

人は配置し続けるようにした。

災害対策本部による避難所運営への初期対応は、震災直後から招集できた職員が手分けして当たっていた。

本部の暫定的な班編制ができた18日以降は、情報収集管理班、避難民応対班等の複数班で避難所に関する業務に当たった。また、課ごとの再編成を行った22日以降は、災害救助・避難対策班に業務が集約された。

避難所運営は町職員だけで対応するのではなく、避難者による自治組織の立ち上げを求め、協力して運営する体制を整備していった。

例として志津川高校の避難所では、学校職員をはじめとする避難者が、震災直後から自主的に班や運営ルールを構築し、水汲み班、物資搬入班、物資配布班といった役割分担をして運営を行っていた。さらに、周辺の避難所への物資中継拠点という役割も担った。

なお、町の津波指定避難所・避難場所46箇所のうち、24箇所が被災したことから、臨時的避難場所を使用した地区も多数あった。

災害対策本部や物資集積拠点から離れた場所に開設された臨時避難場所では、その存在を本部が把握できていない期間があった。そのため、本部に併設したベイサイドアリーナの避難所等に比べ、初期支援のレベルに差が生じてしまった。

町内での避難所開設は量的に限界があったことから、町外への「集団避難」も実施された。他の自治体からの受け入れ打診も後押しとなり、4名の避難対策班を立ち上げて「応急仮設住宅が建つまで一時的に町外の安全な場所へ」「コミュニティ単位を最優先に」の方針で希望者を募った。

最初は反発の声もあったが、温泉地のホテル等に避難した住民の声が聞こえると希望者は増加し、最終的には約2,000人が集団避難した。災害救助法に基づく補助が宿泊施設側に支給されたことから、結果的には震災による自粛ムードで利用者が減少していた宿泊施設の経営支援にもつながった。



志津川の避難所(志津川小学校体育館)



8月11日に閉鎖されるまで最大約800人を収容していた歌津中学校避難所



歌津中学校避難所の「魚竜の湯」



戸倉の避難所(宮城県志津川自然の家)

被災状況による避難生活の違い

分類	エリア	避難行動等
規模の大きな避難所で避難生活を行った地域	志津川地区中心部	・ベイサイドアリーナ、志津川小学校、志津川中学校、志津川高等学校を避難所として避難生活を行った。 ・ベイサイドアリーナは役場機能を併せ持つ中心的な避難所となった。
	歌津地区中心部	・歌津中学校、平成の森を拠点として避難生活を行った。
集落毎に避難生活を行った地域	志津川大久保・林・保呂毛、志津川漁村集落、戸倉漁村集落(波伝谷より西側)、歌津漁村集落	・道路が被災したため一時的に孤立し、被災後の数日間は未被災者からの援助など地域の共助により避難生活を行った。
他行政区・町外で避難生活を行った地域	志津川地区小森、志津川地区清水、戸倉地区中心部(波伝谷より東側)	・行政区が壊滅状態であったため、他の行政区や町外へ移動して避難生活を行った。 志津川地区小森→入谷地区 志津川地区清水→志津川地区荒砥 戸倉地区中心部・漁村集落(波伝谷より東側)→登米市
後方支援を行った地域	入谷地区、歌津地区高区、戸倉地区荒町	・津波による被害を受けなかったため、米の炊出しや避難者受け入れ、自衛隊・警察等の活動拠点になるなど、後方支援の重要な役割を果たした。

※「災害検証支援業務報告書(抜粋版) (南三陸町・株式会社バスコ、平成25年3月発行)を参考に作成

第2章 初動対応から復旧へ

医療機関の被災状況、被災者の健康状況

地震と津波により、町内に17あった病院・診療所のうち、公立志津川病院とリアス訪問看護ステーションの2つが全壊、14が流失した。志津川保健センターは流失、歌津保健センターは全壊。薬局の被災状況も同様だったため、町内の医療機関はほぼ壊滅した。

公立志津川病院では、5階建ての4階までが津波で浸水し、入院患者106人のうち63人と医療従事者4人が亡くなり、救助後の死亡者も含め合計74人が亡くなった。

被災直後は町内約60箇所の避難所に約9,500人が身を寄せた。負傷者や病院から搬送された入院患者など救護を要する避難者も多数いた。電気・水道・ガスといったインフラは停止し、十分な食料を得られない状態であった。高齢者や服薬中の人が多数いたが薬剤が手に入らず、数日間緊迫した時間が続いた。医療従事者の多くも被災していたため、救護体制に限られるなか、薬やカルテも流失し、生命維持に必要な水や食料も不足するという緊迫した状況が数日間続いた。

さらに、人工透析の確保が困難だったこと、福祉施設が全壊・流失して介護医療を要する被災者も多かったこと、被災者への心のケアが必要だったことなども特筆事項として挙げられる。



震災前の公立志津川病院（平成19年撮影）



病院内部の被災状況

救急体制の構築と外部からの支援

被災後4日目の3月15日から、DMAT（災害派遣医療チーム）の支援を受け、各避難所に臨時診療所を開設した。

災害対策本部に併設した避難所では、3月29日に来町したイスラエル医療団により、バイサイドアリーナ内にプレハブ6棟を設置して診療を開始した。

同医療団は4月10日に帰国したが、設置された建物と医療機器を町が譲り受け、4月13日から「公立志津川病院仮設診療所」として外来診療を再開した。

各避難所に設けた救護所は、5月13日までに閉鎖した一方、翌5月14日からは、救急患者を対象に限った休日・夜間診療を開始した。

また、県の特例許可により、登米市立よねやま病院の一部を借り受け、公立志津川病院を新たに立ち上げた。6月1日から入院受入れを開始し、初動対応期の医療体制基盤を構築すると共に、将来的な病院の再開に向け、スタッフを継続雇用して医療体制を維持するための下地づくりを行った。



被災した公立志津川病院



イスラエル医療団の看板



イスラエル医療団の活動



保健活動チームのテント



4月13日に開設された公立志津川病院仮設診療所



仮設診療所の開設式



登米市立よねやま診療所の一部を借り受けて医療活動を継続した公立志津川病院

第2章 初動対応から復旧へ

道路啓開

津波浸水域は道路にがれきが散在し、主要道路は全て人も車も通れる状況ではなかった。津波襲来直後、志津川中学校をはじめ主な避難所は一時的に孤立し、避難路や物資輸送路となったのは車両の走行が不可能な山道だけだった。

まず災害対策本部は、道路の被害状況を把握するため、情報収集と整理を行った。津波で役場を持つ町内の地図が流失し、国土交通省等から地図を提供してもらうなどしたため、かなりの時間を要した。

3月18日に組織した暫定的班編制では社会資本回復班が対応し、22日の再編成以降は建設班が担当した。

もともと道路管理を担当する建設課は歌津総合支所にあり、町役場本庁舎に分所を置く体制だったため、発災後の初期段階は災害対策本部と歌津総合支所の2系統でそれぞれ対応を行っていた。22日以降は本部の建設班に指揮系統をまとめ、10人程度の人数で対応した。

まず道路に優先順位を付け、主要な避難経路、物資輸送路として国道45号と398号を啓開し、続いて孤立地域に通じる道路を啓開するという方針を取った。

主要道路の啓開は、主に自衛隊と民間の建設会社によって進められた。町内にある約20社の建設会社に町から委託して実施したが、災害対策本部の体制ができる前から、自発的に道路啓開を行った会社もあった。

初期段階では、散在しているがれきを道路横に寄せ、2車線道路であれば1車線だけでも通れるようにした。

なお、津波浸水や落橋により孤立した地域については、自衛隊の協力を得て、船による物資輸送や山道を徒歩で運搬する対応を行いながら、道路啓開を進めた。

啓開作業中にご遺体があった場合は勝手に動かすことができないため、警察等と一緒に回る必要があった。



南町山内鮮魚店前、冠水した道路(南町)

給水活動

当時の南三陸町の貯水槽は震度4以上で供給が停止される仕様だったため、発災直後は車で様子の確認に向かった。3月18日の災対本部暫定的班編制では水道給水復旧班が、22日の再編成以降は上下水道班が担当した。水道関係業務の拠点はベイサイドアリーナではなく委託業者の土地と設備を借用して設けた。

各地の給水活動は、自衛隊をはじめ業務委託企業や日本水道協会等の支援を受けて実施した。町では給水車を所有していなかったため、民間企業や日本水道協会のほか、東松島市等の近隣自治体からも車両提供を受けた。登米市からは給水車で水を運び込んだ上で給水活動の支援も受けた。また、自衛隊からは入浴支援の提供を受けた。多数の被災者を受け入れていたホテル観洋では、独自にトヨタ自動車からタンクローリーによる給水支援を受けた。

各地区における初期の給水活動では、在宅避難者情報が確定できていなかったため、住民からの要請を受けてから対応する事態も生じた。また、自力で動けない方には、容器を預かって水を届ける対応も行った。

燃料の供給

3月18日の暫定的班編制では物資調達班と物資受入搬送班の2班が、22日の再編成以降は避難対策班が担当した。

震災直後の段階では、流失を免れたガソリンスタンドの燃料タンクから集めて調達し、災害対策を行う公的機関車両への給油を優先した。

約1週間後に資源エネルギー庁との連絡が取れ、以降は定期的な調達が可能になったが、燃料保管施設や給油設備など、町内の受け入れ体制が不十分だったため、その後もしばらく供給が滞った。

約2週間後、自衛隊から給油専用のドラム缶で燃料が届けられたため、以降はベイサイドアリーナや各地区の集会所にドラム缶を設置して供給できるようになった。運搬には特別な車両が必要なため、自衛隊の支援を受けた。

また、ガソリンスタンドを運営する民間会社からは、被災者に無料のガソリン券を提供する等の支援も受けた。



瓦礫が積み上がった道路



道路の啓開作業



道路の啓開作業



道路の啓開作業



燃料の供給



道路の啓開作業



給水作業



給水作業

2. 生活の立て直しと応急仮設住宅の建設

震災前の備蓄状況と初動の炊き出し

震災前の平成18(2006)年に制定された地域防災計画は、チリ地震津波の浸水高を考慮して6mの津波を前提に立てられており、町の大部分が浸水するような大規模な災害は想定されていなかった。そのため町として食糧等の防災備蓄を完備するのではなく、南三陸商工会と災害協定を結んで非常時には食糧や燃料等の支援物資の提供を要請する計画だった。また、町民に対しては各戸で必要最小限の非常食糧を準備することを呼び掛けていた。なお、飲料水は東浜配水池に若干の備蓄があった。

しかし、津波が想定を大きく越え、町内の住宅や事業所の大半が被災したことによって、物的支援を町内で完結させる計画は不可能となった。各避難所では食料や毛布など最低限必要な物資さえも不足した。

浸水被害を受けなかった入谷地区など山間部の町民は震災直後から炊き出しを始め、辛うじて通行が可能だった山道を徒歩で越えて避難所におにぎりを届けた。各避難所でも支援物資の受け入れ体制ができるまでの数日間、行政区の自治組織が地域住民へ呼び掛け、各戸の備蓄食料や生活必需品、燃料などを避難所に持ち寄り、炊き出しなどの共助によって窮状をしのいだ。また、津波被害を免れた町内の水産加工業者から、冷凍倉庫にあった商品が供出された。



炊き出しの様子

支援物資の受け入れと供給

震災翌日から、自衛隊や米軍により空路で支援物資が届き始めた。発災翌日の3月12日午後3時に町長が記者会見を行い、支援を訴えたことで、主要道路の啓開が進むにつれて陸路でさまざまな団体や個人から支援物資が集まるようになった。通信手段が確保されて以降は、県に物資の要請を行い、県が民間業者に要請して町へ運搬する方法によって、まとまった量の物資が届くようになった。

災害対策本部が3月18日に組織した暫定の班編制では、まず物資調達班と物資受入搬送班が対応に当たった。その後、物資を燃料とそれ以外のもの（食料・衣料等の生活必需品）に大別し、22日の再編成以降は物資受入搬送班が生活必需品を担当した。

物資の受け入れ拠点は、災害対策本部を設置したベイサイドアリーナの1階体育館とした。国内外から多くの支援物資が寄せられ、一時は2階の観客席も埋まるほどだった。溢れた物資は登米市の旧鱒淵小学校校舎を借りて一時保管した。また、志津川高校の体育館を物資の中継拠点とし、二次拠点として小中学校にも設置した。

当初は班の職員だけで物資の仕分けや管理を行っていたが、人手が足りなかった。しかし災害救助法の規定ではこの作業を外部委託することができないため苦慮していたところ、4月頃にヤマト運輸から申し出があり作業の支援を受けた。のちに同法の運用が変わって正式に業務として委託できるようになったことで、作業はさらに効率化した。

物資の配分は、避難所ごとのニーズに対応して行っていた。各避難所の代表者がニーズをまとめて配給拠点に行き、それを受けて職員が配分を調整した。これは、物資のニーズ把握にとどまらず、各避難所の現状を把握する機会ともなった。

物資は各避難所の人々が引き取って運ぶことになっていたがマンパワーが足りず、消防団や運送業者、自衛隊の協力を受けた。落橋により孤立していた地域には、自衛隊の協力を得て船で物資を輸送した。

災害義援金の受け入れと配分

発災の直後から、被災地に義援金を送る動きが全国で起こった。主な義援金受付団体である日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に加えて宮城県に寄せられた義援金は、県が定めた基準で各市町村に配分されることとなった。

平成23(2011)年4月13日に開催した第1回「宮城県災害義援金配分委員会」により、第1次配分の内容が決定した。

町では5月14日に第1回「南三陸町災害義援金配分委員会」を開催し、県からの配分及び町に直接寄せられた義援金について、町としての配分方法を定めた。

町の広報誌「広報南三陸 災害臨時号vol.1」に掲載された義援金の第1次配分の内容は次のとおりであった。

名称：東日本大震災災害義援金

配分対象及び金額：

死亡・行方不明者…………… 1人当たり35万円

住宅全壊…………… 1世帯当たり35万円

住宅大規模半壊…………… 1世帯当たり18万円

住宅半壊…………… 1世帯当たり18万円

さらに町広報誌5月16日号と併せて「支援金・義援



ベイサイドアリーナに集まった支援物資



支援物資の配分

金・弔慰金のお知らせ版」を配布し、町民への周知を行った。

町役場庁舎の保健福祉課が窓口となり、住宅半壊世帯については5月17日から申請受付を開始した。住宅の被害程度は罹災証明書に基づいて判断した。

5月30日から支給を開始し、申請受理できたものから順次支給していく方法で早期対応に努めた。集約した申請書類を電子データとしてCD-Rに収めて県に提出したこともあって、被災者の口座に義援金が振り込まれ始めたのは被災自治体の中でも早い方だった。預金通帳の再発行や口座の新設のために、銀行各々は町内に臨時の出張所を開設して協力した。

第1次配分では「人的被害、住家被害（全壊・半壊）」の区分で配分したが、第2次では配分対象に「災害障害見舞金対象者、大規模半壊、震災孤児」を加えるなど、段階的に対象区分や金額を改め、被災者の状況に適應する配分方法を目指した。義援金はその後、令和3(2021)年11月の第14次配分まで支給が続けられた。

また、義援金以外に「被災者生活再建支援金」や「災害弔慰金」「災害障害見舞金」などの配分・支給についても、初動対応として早期から取り組んだ。



ベイサイドアリーナに集まった支援物資



支援物資の配分

第2章 初動対応から復旧へ

り災証明書の発行

被災者の生活再建に向けて、速やかに支援金や義援金の支給を行う必要があった。そうした行政手続きに必要となるのが「り災証明書」で、被災者からの申請により居住または非居住家屋の被害状況について町が調査を行い、確認した事実に基づき発行した。

り災証明書を発行するためには、被害の全容を把握するとともに、町民一人一人と各世帯の被災状況を調べなければならなかった。まず、誰がどこに避難しているのかを調べるため、各避難所にいる避難者のリストのコピーを集めた。一方、役場庁舎とともに流失した住民基本台帳のデータのバックアップが仙台のシステム会社で保管されていることが分かったため取り寄せた。避難者リストと住民基本台帳の戸籍データを突き合わせ、辛うじて被災を免れたパソコン1台と町内事業者から借りたプリンターを使って、集計表と調査票を作成した。

調査票は各世帯ごとに家族一人一人の安否と所在を尋ねるもので、平成23(2011)年3月下旬に調査を開始し、4月末には大部分の町民の現況を把握することができた。近親者の安否確認の手段がない町民のためには「安否確認ダイヤル」を開設し、派遣職員が問い合わせに対応した。

受付初日は600人近い発行希望者が殺到し、さらに途中で機材トラブルが発生したため、長時間待機させることになってしまった。この反省から、職員が各地区に赴いて手続きを行う方法に切り替えた。

被災した住宅の被害程度を認定する被害認定調査は内閣府の方針に基づき行われた。本来は被災前の写真が必要であったがその提出を求めることは難しく、住所を元に判断した。被害規模が大きかったため1戸1戸を調べるのではなく、5mメッシュで行った航空測量の結果を基に浸水深2m以上の浸水地域は全壊とみなし、境界にかかる家屋及び非浸水地域で損害を受けた住宅を個別に調査した。被害程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4段階で認定した。

ご遺体の管理と埋火葬

亡くなった被災者があまりにも多く、さらに町内唯一の火葬場が停電で使用できない状況だったため、震災直後の遺体管理や埋火葬は困難を極めた。

災害対策本部では、3月18日に編制した戸籍情報管理班が4名体制で対応に当たった。しかし人員不足により、22日の再編成後は町民税務課と環境対策課からも一部の職員を動員した。

ペイサイドアリーナの文化交流ホールやアリーナ屋外に設置したテントを遺体安置所として、まず身元確認を行った。発見された遺体の特徴を記した用紙を、避難所入口などに掲示し、心当たりのある方の申し出を受けてから、写真や遺体を見もらう方法で確認を進めた。

埋葬方法については、遺体の多さや火葬場が使えないことから、当初はやむを得ず土葬も検討していた。しかし、登米市と大崎市の火葬場で、営業時間外対応の協力を得られたため、火葬可能な体制ができた。災害対策本部に火葬申請の受付場所を設置し、各避難所に張り紙を掲示して受付開始を周知した。

火葬申請を行うには死亡届が必要であり、届け出には医師の死亡診断書か警察の死体検案書が必要となる。医師は傷病者の対応を優先しなければならず、主に警察による死体検案書の作成で対応した。件数が膨大で事務処理が一時的に滞る事態も生じた。また、死亡届が作成できるようになってからも、火葬場の処理能力に限界があり、1日10体しか受け入れられなかった。そのため、申請受理後にも長い順番待ち期間が生じた。また、遺体を保管するための棺桶も不足したため、未組立のものを職員が組み立てるという事態も発生したが、地元の大工からの支援を受けることができた。

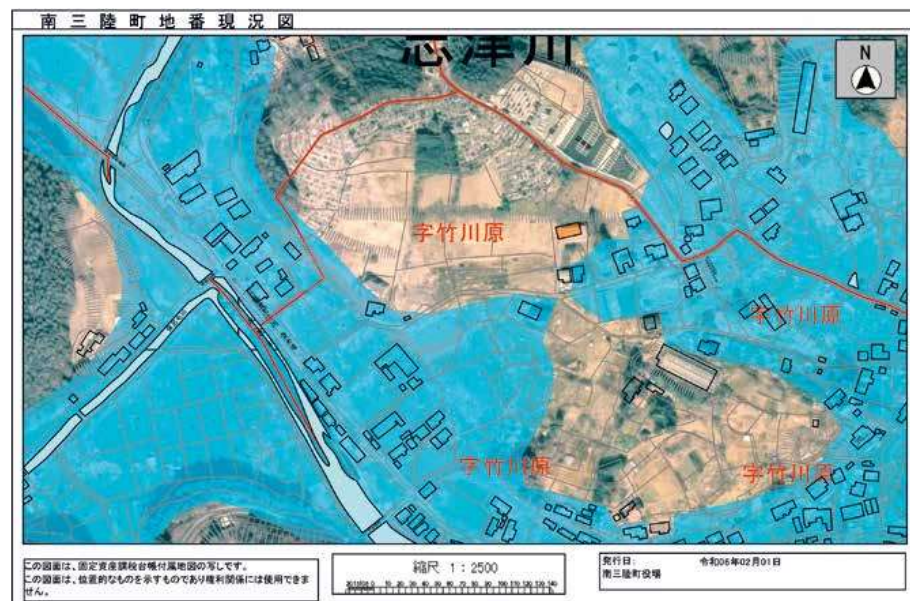
り災証明書の種類

名 称	目 的
り災証明書	住家の被害認定状況を証明
被災証明書 (高速道路無料用)	非住家、家財、自動車等の被害の届出を証明
罹災証明書	高速道路の無料通行用の専用証明書

被害の程度と認定基準

被害程度	被害認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流出、埋没、消失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上必要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊は甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる程度のもの。
一部損壊	被害の程度が上記に至らない程度のもの。

被害認定に用いられた航空測量図の例(5mメッシュ)



第2章 初動対応から復旧へ

応急仮設住宅の用地確保と建設

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき国の災害救助費を活用して県が建設を担当し、市町村は用地選定や維持管理を担当する。しかし、想定を上回る規模の災害だったため、用地選定の段階から県や他の市町村の協力を仰いだ。

震災前の地域防災計画においては、災害時の仮設住宅用地候補をリスト化し、ライフライン等の調査や配置計画を作成し県と事前に共有していた。だが、当時の津波浸水区域を想定していたため、予定していた候補地の多くが被災して利用不可能となった。新たに用地を選定する必要が生じたため、公有地から候補地を検討したが、津波浸水域以外でまとまった戸数を建設できる平坦地は限られており、民有地や近隣自治体に拡大して選定を行った。

被災町民が少しでも早く入居できるよう、用地が確保でき次第、着工した。建設の準備と並行して町民の意向調査や入居希望者の募集を進め、その結果を踏まえて段階的に用地を追加していった。

平成23(2011)年3月30日、「登米市津山町横山住宅」を着工、4月から志津川自然の家など町内各地で建設を進め、9月末までに58団地・2,195戸が完成した。

入居者の意向調査と募集

用地の選定や建設戸数の計画を進める上では、町民の意向調査を行い、その結果を反映した。

応急仮設住宅に関連する業務は建設課が担当し、4月3日から町内の各避難所へ赴いて「仮設住宅の建設戸数

や建設場所に関するアンケート調査」を実施した。

応急仮設住宅の概要を周知し、入居意向や世帯人数、希望地などについて、アンケート用紙に記入をお願いして実情の把握を進めた。

その結果を踏まえ「流失・全壊・半壊などのため居住する住家がなく、自己の資力で新たに住宅を確保することが困難な被災世帯」を対象に募集し、立地や世帯人数に適した間取りの希望に添えるよう方針を固めた。間取りは1DK、2DK、3Kの3種類用意された。

4月8日から21日にかけて、第一次入居申請受付を実施した。町役場仮庁舎の建設課が窓口となり、各避難所では自治組織の代表者が申請書を取りまとめ、職員が回収する方法で受け付けた。また、避難所以外の場合や町外に避難している被災者に対しても広報し、郵送で受け付けた。

第一次申請期限に至る前の4月14日には第二次募集を開始した。その後も用地確保ができ次第改めて希望者を募り、5月12日までに4回の募集を行った。

いち早く完成した仮設住宅には高齢者や妊婦を優先し、希望条件が重なった場合は抽選を行った。1度申請すれば次回以降も継続して抽選対象となり、できるだけ希望条件に合う選考方法を目指した。また入居が始まる頃になると、とにかく早く避難所を出て仮設に入居したいという意向から変化が見られ、「気心の知れた同士でまとめて入居したい」という声が上がってきたため、コミュニティ維持の観点から被災前の隣近所でまとまって応募することも認めた。

■廻館仮設住宅 間取図



完成した応急仮設住宅（外観）



応急仮設住宅の室内

「生活支援員」と入居者のケア

阪神淡路大震災や新潟中越沖地震の前例に照らすと、応急仮設住宅での避難生活の長期化は避けられず、それによる入居者の孤立化や「孤独死」が懸念された。だが、町職員や社会福祉協議会の職員は目の業務で手一杯で、入居者一人一人に寄り添うことは難しかった。そのため町では「生活支援員」という専門員を配置して、入居者に対する個別の見守り活動を行うこととした。

生活支援員は震災で仕事を失った町民を対象に、緊急雇用創出事業として募集を開始し、町の復興に貢献

したいと考えて応募した町民も多く、地域社会や人間関係を熟知した生活支援員たちは自らも被災者でありながら被災者支援の第一線で活躍した。

7月に活動の本部として「被災者生活支援センター」を開設、ピーク時は町内外6箇所にサテライトセンターを設置して、ここを拠点に巡回型支援を行った。1人の生活支援員は20から30戸を担当し、必要な支援を行った。自らが居住する応急仮設住宅を拠点に団地内の世帯を見守る滞在型支援員や、みなし仮設住宅を対象とする訪問型支援も実施した。生活支援員の中には、後に資格を取得して専門職の道に進む人もいた。

■応急仮設住宅建設状況（平成23年11月1日現在）

No.	施設名又は住所	着工日	完成戸数	全戸完成日	入居者数	土地(公有地・民有地)	備考
1	津山町横山住宅	3月30日	59	4月28日	196	公	
2	志津川自然の家	4月8日	81	5月7日	257	公	
3	吉野沢住宅	4月13日	84	5月9日	206	公	
4	志津川小学校グラウンド	4月13日	60	5月7日	148	公	
5	志津川中学校グラウンド	4月13日	102	5月7日	267	公	
6	志津川高校グラウンド	4月20日	58	5月21日	148	公	
7	平成の森	4月21日	246	5月21日	640	公	
8	伊里前小学校グラウンド	4月26日	37	5月24日	98	公	
9	歌津中学校グラウンド	4月26日	37	5月24日	101	公	
10	入谷中学校跡地	4月26日	32	5月24日	94	公	
11	戸倉中学校グラウンド	5月7日	67	6月14日	158	公	
12	入谷小学校グラウンド	5月9日	18	6月2日	58	公	
13	伊里前農村公園	5月7日	18	6月2日	65	民	
14	イオン南方店跡地	5月12日	200	5月31日	462	民	
15	中瀬地区	5月12日	20	6月2日	44	民	
16	港地区	5月14日	44	6月2日	122	民	
17	水戸辺地区	5月13日	18	6月10日	47	民	
18	神割崎キャンプ場	5月13日	31	6月7日	101	公	
19	林地区	5月18日	12	6月2日	30	民	
20	平磯地区	5月27日	17	6月28日	49	民	
21	大久保地区	5月27日	9	6月20日	23	民	
22	中瀬地区②	5月27日	42	7月7日	104	民	
23	津山町横山住宅②	5月31日	22	7月1日	63	公	
24	馬場地区	5月31日	21	6月27日	103	民	
25	田茂川地区	6月4日	16	6月25日	45	民	
26	平松地区	6月24日	6	7月10日	26	民	
27	泊浜地区	6月8日	23	7月4日	69	民	
28	名足地区	6月16日	34	7月13日	103	民	
29	岩沢地区	6月25日	38	7月15日	84	民	
30	津の宮地区	6月24日	20	7月15日	56	民	
31	大久保地区2	7月25日	7	8月10日	21	民	
32	荒砥地区	6月30日	30	7月25日	91	民	
33	袖浜地区	7月22日	33	8月11日	114	民	
34	田の頭地区	6月30日	7	7月21日	31	民	
35	上保呂毛地区	7月16日	11	8月9日	28	民	
36	桜沢地区	7月5日	16	7月26日	56	民	
37	田尻畑地区	7月15日	12	8月3日	44	民	
38	平貝地区	7月16日	44	8月9日	116	民	
39	館浜地区	6月23日	15	7月31日	58	民	町発注
40	廻館地区	6月23日	35	7月31日	139	民	町発注
41	砂浜地区	7月10日	10	8月9日	45	民	
42	升沢地区	7月13日	38	8月8日	115	民	
43	小森地区	7月15日	48	8月9日	123	民	
44	縄澤地区	7月16日	18	8月11日	55	民	
45	竹川原地区	7月9日	10	8月3日	22	民	
46	中山地区	7月15日	8	8月5日	27	民	
47	童子下地区	7月14日	17	8月10日	36	民	
48	切曾木地区	7月16日	18	8月9日	45	民	
49	平磯地区②	7月21日	10	8月10日	21	民	
50	沼田地区①	7月25日	40	8月12日	115	公	
51	波佐谷地区	7月24日	21	8月12日	62	民	
52	中の町地区	7月24日	12	8月12日	33	民	
53	竹川原地区②	7月22日	10	8月10日	30	民	
54	沼田地区②	7月22日	20	8月11日	63	公	
55	山の神平地区（GH含む）		28	8月31日	21	民	高齢者グループホーム18戸
56	イオン南方店跡地②（GH含む）	7月11日	151	8月8日	227	民	高齢者グループホーム9戸
57	横山幼稚園跡地	7月11日	24	8月5日	56	公	
58	津山町若者総合体育館	7月11日	30	8月5日	79	公	
合計			2,195		5,840		

第2章 初動対応から復旧へ

災害廃棄物の撤去

災害廃棄物は、応急的に撤去したガレキだけでも膨大であり、その後の復旧事業を進める上で妨げとなるため、迅速に処理する必要があった。

初期段階では主要道路の開通を急ぐため、自衛隊や建設会社の協力を得て、がれきを道路脇に寄せて応急対応していた。

災害対策本部では、3月18日に編制した社会資本回復班が対応に当たり、22日の再編成以降は建設班が担当して、3月末頃に町内の建設業協会に業務を委託した。

建設業者との契約方法などは、被災経験のある栗原市の応援職員にアドバイスを受け、通常は「数量×単価」で契約するが、被災規模が甚大で数量を事前に把握できないため、1日当たりの重機稼働台数と人員数でコストを算定して契約した。

撤去作業の内容は、がれき等の散乱廃棄物の収集・運搬をはじめ、被災した建物の解体、車両や農機具などの回収、船舶や海中がれきの回収、津波の塩害により枯れた樹木の伐採まで多岐にわたった。

撤去を行う上で関わる法律も多く、進捗に影響した。作業中に遺体が発見された場合、警察の立ち会い

が必要となることや、自動車等の有価物の所有者確認にもさまざまな手続きに時間がかかった。

また、船舶や漁業関連の災害廃棄物については、県の「漁場漂流・堆積物除去事業等」によって、漁業者や漁協も回収に当たった。

一次・二次仮置き場の確保と災害廃棄物の処理

廃棄物処理法では、災害廃棄物の処理は市町村の役割とされているが、東日本大震災では市町村の行政機能が壊滅的な被害を受けたため、宮城県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行えるよう国と調整を進めた。3月27日に地方自治法の規定によって県による代行が認められたことから、県は翌28日に「災害廃棄物処理の基本方針」を定めた。

基本方針では、まず被災自治体が複数の一次仮置き場を設置し、災害廃棄物を順次搬入して粗分別を行うこととした。一方、県は仮設の中間処理施設を備えた二次仮置き場を設置して、発災から概ね3年以内に処理を終了させる計画とした。処理費用は国から町に補助金が交付され、これを財源に5月11日、町から宮城県に業務を委託した。



歌津一次仮置き場



歌津一次仮置き場

町内で発生した災害廃棄物は当初、約82万tと想定された。

一次仮置き場は松原公園広場（1.5ha）をはじめ16箇所（計15.6ha）に設置された。公有地だけでは必要な用地を確保できず、民有地の提供も受けた。復旧への早期の移行に向けて、町は平成24（2012）年度中に陸域については全て、海域については引き上げ可能な廃棄物を一次仮置き場に集積することを目指した。一次仮置き場に集められた災害廃棄物は、コンクリート塊、木材、鋼材等の比較的大きなサイズの廃棄物と、家電類、処理困難物、危険物・有害物等に仕分ける一次処理を行った。

二次仮置き場は戸倉地区の水戸辺川河口に近い在郷地区の地権者の協力で民有地に設置された。破碎、選別、焼却等の中間処理を行う大規模なもので、金属等だけでなく処理後の残渣等も復興資材として有効活用された。破碎された木材はバイオマス発電の燃料として施設内で利用した。各種工事や運搬業務等、資機材の調達には町内の企業や団体に発注され、被災者の雇用拡大にも寄与した。

町内で発生した災害廃棄物は、最終的な集計では約66万tにのぼり、平成25（2013）年10月26日に焼却が終了した。



くろしおグラウンド一次仮置き場

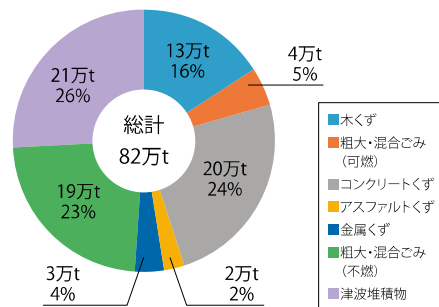
■一次仮置き場

	名称	面積（ha）
1	松原公園	1.5
2	くろしおグラウンド	1.2
3	志津川漁港袖浜地区	0.4
4	県合同庁舎	1.1
5	戸倉小学校	1.2
6	波伝谷漁港	3.0
7	歌津漁港	0.1
8	歌津字田の浦	0.1
9	歌津字石浜	0.1
10	歌津字板橋	0.3
11	伊里前漁港	2.0
12	歌津字町向	2.7
13	歌津字北の沢	0.3
14	山庄建設	1.0
15	志津川字上ノ山	0.4
16	志津川病院隣接地	0.2



くろしおグラウンド一次仮置き場

■一次仮置き場



戸倉一次仮置き場



南三陸処理区



南三陸処理区